

公益社団法人日本武術太極拳連盟

加 盟 団 体 規 程

第1章 総 則

第1条 この規程は、定款の施行についての細則として、加盟団体に関する事項について定める。

第2条 加盟団体は、公益性を有するスポーツ団体として適切なる組織を有し、かつ適切なる組織運営をすすめなければならない。

第2章 権 限

第3条 定款第5条により、加盟団体代表者として正会員1名を選任することができる。

2. 正会員は総会に出席して意見をのべることができる。

3. 総会への代理出席は、加盟団体の理事・監事以上の役職者とし、これに該当しない代理出席者は陪席者の扱いとなり、意見をのべることができない。

第4条 会長は、必要と認めた場合、加盟団体代表者会議および事務連絡会議を招集する。

第3章 義 務

第5条 都道府県連盟は、毎年事業年度開始後3ヵ月以内に次の書類を添えて当該年度の事業計画及び収支予算を日本連盟に届け出なければならない。

(1)事業計画書及び収支予算書, (2)役員名簿, (3)構成団体名簿, (4)執行機関, 議決機関の議事録(写)

第6条 都道府県連盟は、毎年事業年度終了後3ヵ月以内に次の書類を添えて当該年度の事業報告及び収支決算を日本連盟に届け出なければならない。

(1)事業報告書及び収支決算書, (2)執行機関, 議決機関の議事録(写), (3)監事の監査報告書(写)

第7条 加盟団体は、日本連盟に選任している正会員、並びに規約に変更があった場合には、ただちにその旨を日本連盟に届け出なければならない。

第8条 加盟団体は定款第7条に定められた会費を、毎年5月末日までに納入しなければならない。

第9条 加盟団体は、所属する会員団体（以下、所属会員団体と言う）の会員資格に関し、下記の事項を順守しなければならない。

(1)加盟団体と所属会員団体の間で係争案件が生じた結果、加盟団体が当該所属会員団体にたいして、会員資格の停止処分または除名処分を行おうとする場合は、処分の決定を行う前に、事前に日本連盟にたいして当該案件の経過を書面で報告しなければならない。

(2)上記の処分が、所属会員団体の会員等の日本連盟公認資格（審判員、指導員、技能検定）に関与する場合には、当該案件は日本連盟理事会の審議に付すこととする。当該加盟団体は、日本連盟理事会の求めに応じて事情説明を行わなければならない。

第4章 本規程の変更

第10条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則 1. 本規程は平成24年6月23日から施行する。

* 第3章第9条は今回追加された。